
小田原市子ども若者の未来を 支える方針

令和6年3月

小田原市

目 次

第1章 方針の策定にあたって

1	方針策定の趣旨	1
2	方針の位置づけ	2
3	方針の対象	3

第2章 策定の背景

1	人口の動向	4
2	子ども若者のいじめ、不登校、相談の状況	5
3	子ども若者を取り巻く情報通信環境	7
4	子ども若者を取り巻く地域社会の状況	9

第3章 目標とする社会と基本方針

1	目標とする社会	10
2	基本方針	10
3	実施方針の体系	11

目 次

第4章 実施方針

基本方針Ⅰ 子ども若者の心身の安全・安定が保障され、安心して社会と関わり合える環境づくり・・・12

実施方針（１）子ども若者が安心して過ごせるための支援

実施方針（２）地域で子ども若者を支える担い手の育成

実施方針（３）子ども若者に関する相談・支援体制の充実

実施方針（４）子ども若者が多様な社会に適応できる環境づくり

基本方針Ⅱ 子ども若者の未来を切り拓く力を育むための支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

実施方針（５）子ども若者が自分らしく生きるために目標を設定し、責任ある行動をしていくための支援

実施方針（６）子ども若者の豊かな人間性と社会性を育む活動の推進

実施方針（７）子ども若者の社会的・経済的な自立に向けての支援

基本方針Ⅲ 子ども若者が社会の多様性と出会うきっかけづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

実施方針（８）子ども若者と多様な人々との交流促進

実施方針（９）子ども若者が自己表現できる場の創出

第5章 資料

1 策定までの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

2 小田原市青少年未来会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

3 子ども・若者育成支援推進法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

4 小田原市青少年未来会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第1章 方針の策定にあたって

1 方針策定の趣旨

日本国憲法及び児童の権利に関する条約にのっとり、子ども若者育成支援施策を推進することを目的として、「子ども・若者育成支援推進法」が平成22年4月に施行されました。国においては、平成22年度、平成27年度及び令和3年の3次にわたり、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定し、施策を総合的に推進してきました。

第3次大綱では、社会全体の状況として、子どもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題などが指摘されており、子ども若者を取り巻く問題は多様化、複雑化※しています。

そして、令和5年4月には、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を実現するために、こども家庭庁が創設されました。併せて「こども基本法」が施行され、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、全ての子ども若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることを目指すとしています。

神奈川県においては、令和5年4月に「かながわ青少年育成・支援指針」を「かながわ子ども・若者支援指針」に改定し、誰一人取り残すことなく、すべての子ども若者が生命の安全を確保し、主体的に生きることを実現できるよう、県民全体の協力と責任の下で支援していくこととしています。

本市においては、令和5年6月に、小田原市青少年未来会議に対して、市民と行政が共に活動していくための道しるべとなる方針を調査審議するよう諮問し、令和5年度（2023年度）第1回及び第2回小田原市青少年未来会議で方針の内容について協議を重ねました。

令和5年10月に、「小田原市子ども若者の未来を支える方針」（以下「本方針」という）の答申を受け、本市では、上位計画である「第6次小田原市総合計画2030ロードマップ1.0」のまちづくりの目標において、「子どもが夢や希望を持って成長できるまち」を掲げており、全ての子ども若者が、多くの選択肢の中から自分らしく生きることができるよう支えていくため本方針を策定しました。

※ 方針全体としては「子ども若者」の用語を使い、各種法令等については、「子ども・若者」と正式名称で表記。

2 方針の位置づけ

本方針は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく本市の「子ども・若者計画」として位置づけます。

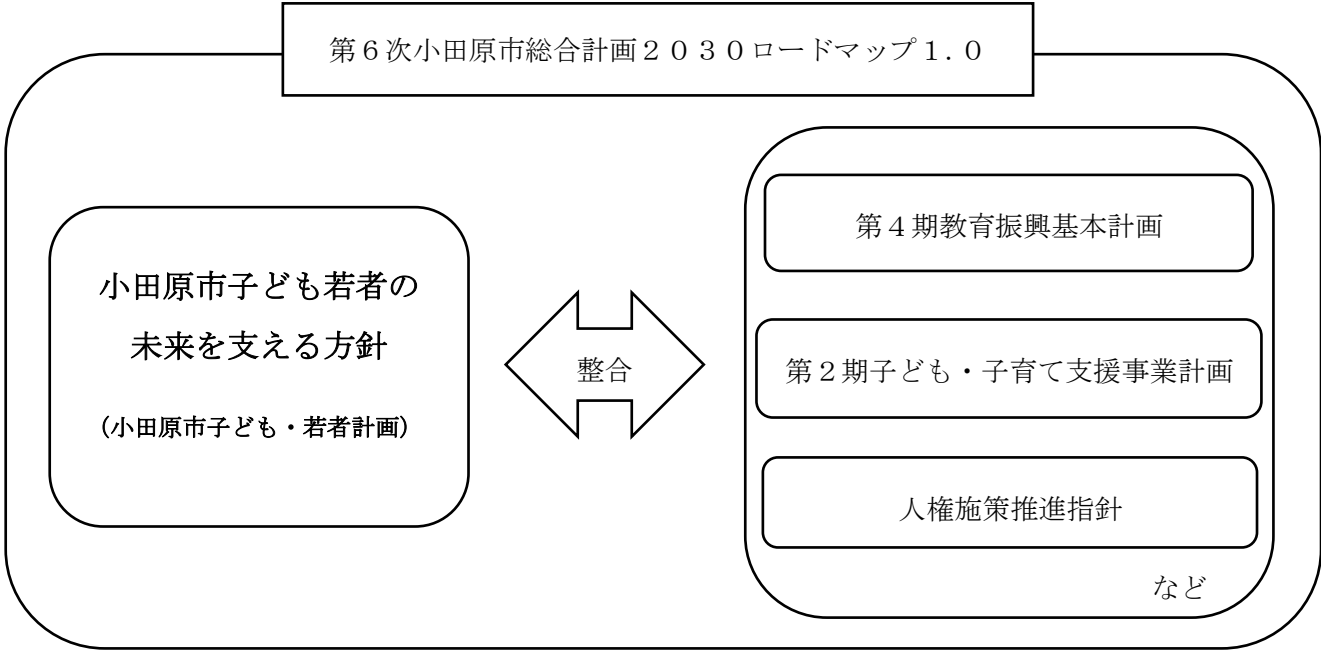
また、本市の上位計画である総合計画「2030ロードマップ1.0」や「教育振興基本計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画と整合性を図りながら、子ども若者支援に関する基本となる方針として、目標とする社会、基本方針、実施方針について体系的に定めており、具体的な施策については、今後本方針を踏まえて策定する計画の中で位置づけていくこととしています。（※図1参照）

一方、令和5年4月に、国において、「こども基本法」が施行され、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。

国の「こども大綱」を勘案して策定される都道府県及び市町村こども計画については、既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成することができるとされています。

神奈川県においては、令和6年3月より「都道府県こども計画」策定に向けた審議を開始することになっており、本市では、国・県の動向を注視しながら、子ども若者に関する計画のあり方については、今後、検討していく予定です。（※図2参照）

【図1 本市計画の位置づけ】



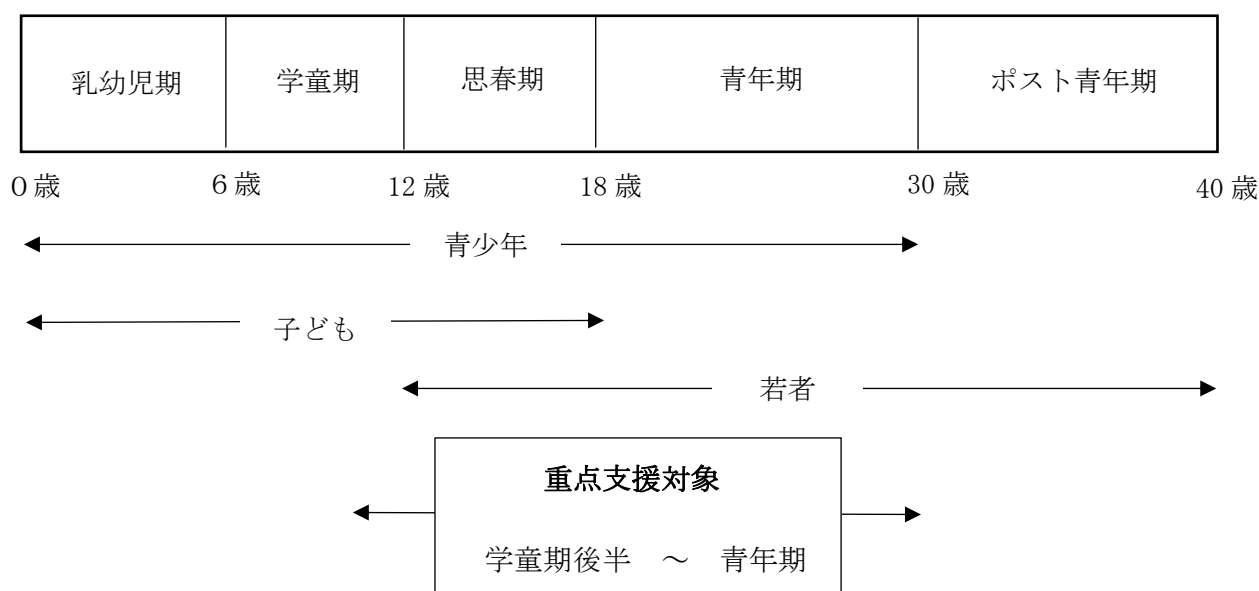
【図2 国・県・本市における計画の関連性】

【国の3つの大綱】	【県の子ども施策に関する計画】	【市の子ども施策に関する計画】
少子化社会対策大綱 子供・若者育成支援推進大綱 子どもの貧困対策大綱	かながわ子ども・若者支援指針 神奈川県子どもの貧困対策推進計画 かながわ子どもみらいプラン	小田原市子ども若者の未来を支える方針 小田原市子ども・子育て支援事業計画
↓ (統合)	↓ (統合)	↓ (検討中)
「こども大綱」の策定	「都道府県こども計画」の策定	

3 方針の対象

「子ども・若者育成支援推進法」、「子供・若者育成支援推進大綱（現：こども大綱）」、及び「かながわ子ども・若者支援指針」においては、乳幼児期から青年期まで（0歳から30歳未満）を青少年と広く捉えており、ひきこもり等の支援などによっては、40歳未満のポスト青年期も含まれています。

本方針では、ひきこもり等の支援については、県に準じた対象年齢としつつも、重点的に支援する年齢については、学童期後半（小学校高学年）から青年期までを対象としています。学童期後半（小学校高学年）からは、不登校者数が増加してくる年齢であり、思春期は成人となる18歳に向けて主体的に社会に参画できるように支援が必要な時期となります。また、青年期については子どもから大人へと移り変わっていく過渡期で、社会的・経済的な自立に向けて重要な時期であると考えています。



＜本方針における用語の使い方について＞

青少年の捉え方は、各種法令や条例、学術的見解によって様々であり、年齢によって明確に区分することはできませんが、方針全体としては「子ども若者」の用語を使い、年齢に応じて次の区分を用いています。

- ・「青少年」：0歳から30歳未満
- ・「子ども」：乳幼児期、学童期及び思春期の者
- ・「若 者」：思春期、青年期、ポスト青年期の者
- ・「児 童」：学童期

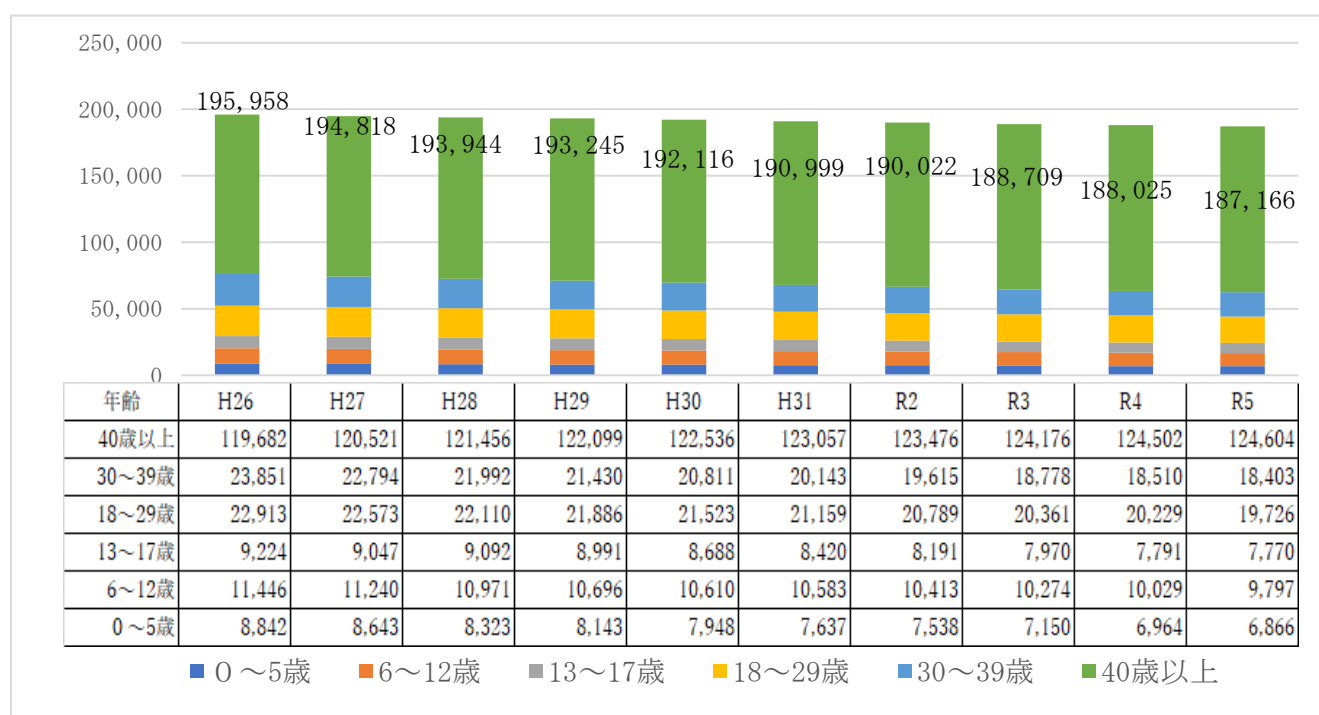
第2章 策定の背景

1 人口の動向

神奈川県年齢別人口統計調査によると、本市の令和5年の子ども若者（0～39歳）の人口は、約63,000人となっており、総人口の約33.4%で、年々減少しています。また、本市の総人口に占める青少年（0～29歳）人口の割合は、年々減少しており、令和5年には、23.6%となっています。県と比較すると、2～3%前後低い数値で推移しています。

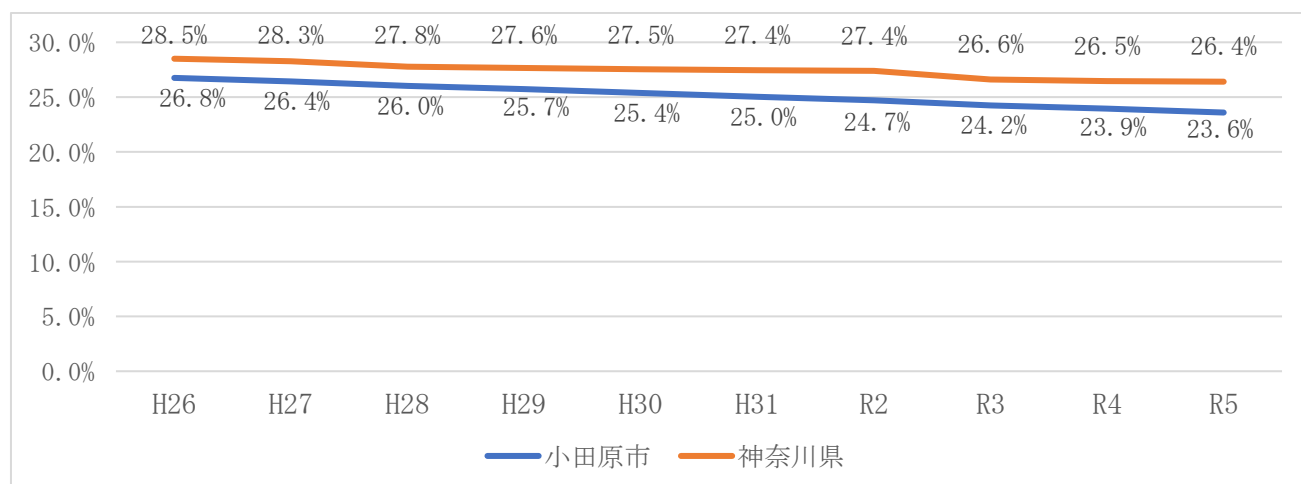
【子ども若者の人口推移】

（単位：人）



出典：神奈川県年齢別人口統計調査、国勢調査

【総人口に占める青少年（0～29歳）人口の割合の推移】



出典：神奈川県年齢別人口統計調査

2 子ども若者のいじめ、不登校、相談の状況

「小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について」の調査結果によると、いじめの認知件数は、国・県共、小学校、中学校共に増加傾向にあります。本市においては、教職員のいじめ防止対策推進法の理解が進み、アンケート調査や個別面談によって実態の把握に努め、認知するようになったことにより、認知件数が増加していると考えられます。

不登校者数の主たる要因としては、小中学校とも「無気力、不安」によるものが多くなっています。小学校の出現率は、国と県に比べて多い状況が続いており、中学校については、国と県と同様に増加傾向にあります。

また、子ども若者相談取扱件数についても、年々増加傾向にあります。令和3年度に大幅に増加した理由としては、令和2年度におだわら子ども若者教育支援センターを設置したことで、子どもや若者に関する相談を集約し、切れ目のない相談支援体制が構築され、関係機関からの情報提供を積極的に相談に繋げたためだと考えられます。

【いじめの認知件数と1,000人あたりの認知件数】

(単位：件)

		平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度	
		認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり
全国	小学校	317,121	49.1	425,844	66.0	484,545	75.8	420,897	66.5	500,562	79.9
	中学校	80,424	24.0	97,704	29.8	106,524	32.8	80,877	24.9	97,937	30.0
神奈川県	小学校	15,680	29.9	20,155	38.1	22,782	43.1	19,287	35.6	25,770	47.7
	中学校	3,906		4,659		5,114		3,619		4,820	
小田原市	小学校	115	12.5	479	52.7	595	66.0	555	62.9	924	106.5
	中学校	94	20.2	194	43.3	394	91.1	244	56.8	196	45.6

出典：「小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について」

【不登校者数と出現率】

		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		不登校 者数 (人)	出現 率 (%)	不登校 者数 (人)	出現 率 (%)	不登校 者数 (人)	出現 率 (%)	不登校 者数 (人)	出現 率 (%)	不登校 者数 (人)	出現 率 (%)
全国	小学校	34,732	0.50	44,471	0.70	52,905	0.80	63,350	1.00	81,498	1.30
	中学校	104,295	3.40	114,379	3.80	122,519	4.10	132,777	4.09	163,442	5.00
神奈川 県	小学校	3,222	0.71	3,739	0.83	4,578	1.02	5,126	1.15	6,267	1.42
	中学校	8,488	4.14	8,855	4.40	9,570	4.80	9,141	4.56	10,389	5.13
小田原 市	小学校	84	0.92	94	1.03	114	1.27	112	1.27	138	1.59
	中学校	153	3.29	224	5.00	203	4.69	219	5.09	228	5.22

※出現率：不登校児童（生徒）÷全児童（生徒）×100

出典：「小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について」

【子ども若者相談取扱件数】

（単位：件）

相談内容			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和4年度
※3 児童相談	養護相談	児童虐待	95	116	100	129	161	96
		その他	24	44	56	87	170	197
	障害相談		101	89	78	57	72	75
	非行相談		1	0	0	0	1	0
	育成相談		14	17	11	11	22	45
	保健相談		4	1	1	2	0	2
	その他の相談		13	12	17	13	29	21
	小計		252	279	263	※2 299	※2 455	※2 436
若者(青少年)相談			※1 67	※1 54	※1 70	62	76	69
合計			319	333	333	361	531	505

<子ども若者相談の沿革>

出典：子ども若者支援課資料

※1 平成 31 年度まで設置していた青少年相談センターで受けた相談を、児童の相談も含め全て計上。

※2 中学生以下の相談は全て児童相談で計上。

※3 児童相談には乳幼児期の相談も含む。

・子ども若者相談取扱件数上の児童と若者は、本方針の定義とは異なる。

※養護相談：父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談

※障害相談：肢体不自由相談、視聴覚障害相談、言語発達障害等相談、重症心身障害相談、知的障害相談、自閉症等相談

※非行相談：虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為等や、触法行為があったとして警察署から児童福祉法第 25 条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談等

※育成相談：性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談

※保健相談：未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談

※その他の相談：上記以外のいずれにも該当しない相談

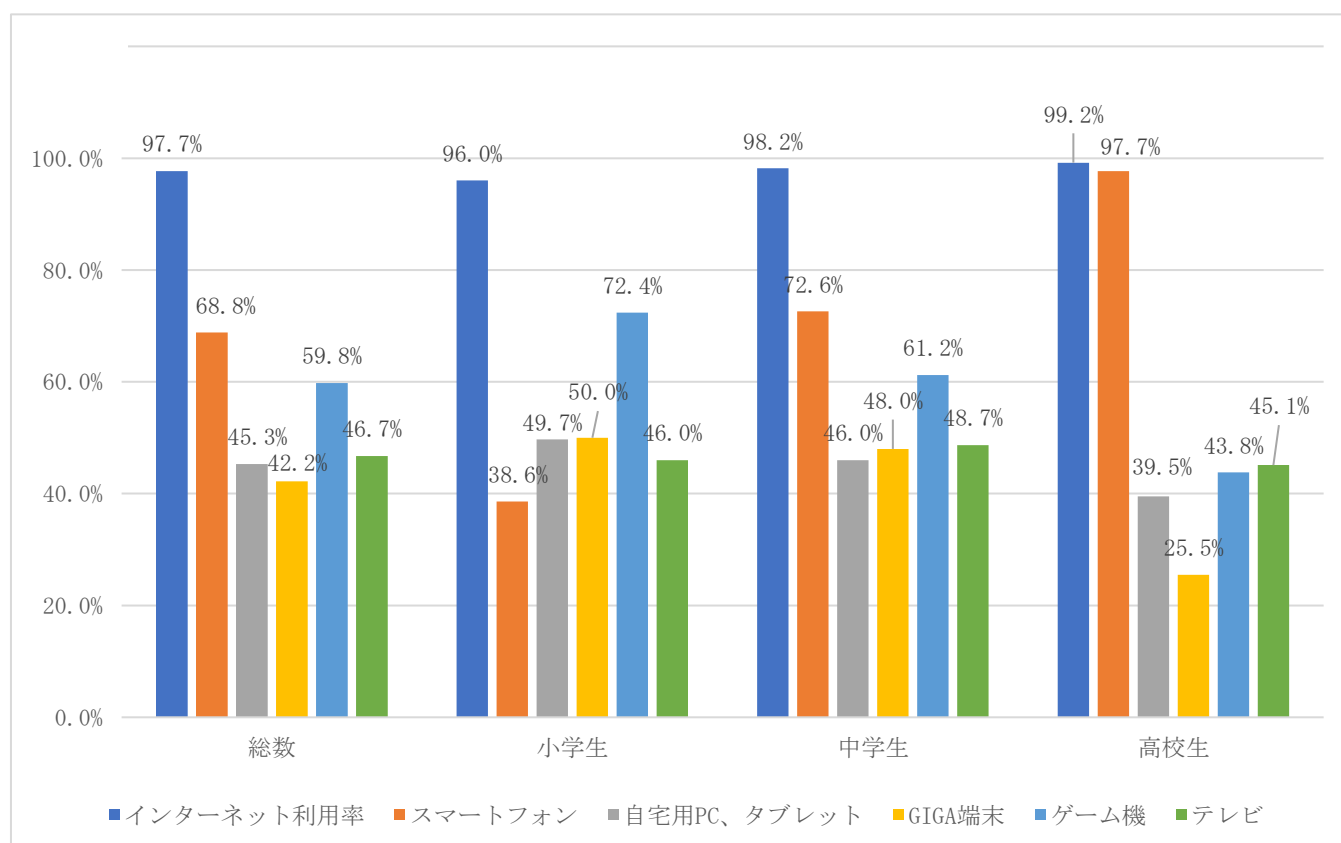
3 子ども若者を取り巻く情報通信環境

内閣府「令和3年度青少年のインターネット利用環境調査」によると、令和3年度の子どものインターネット利用率は97.7%で、ほぼ全ての子どもたちがインターネットを利用しています。スマートフォンを通しての利用が68.8%と一番多く、中学生の利用は72.6%、高校生については97.7%となっています。

警察本部少年育成課資料「SNS等に起因する事犯の被害児童の推移」からも、利用率の上昇に伴い、SNSの利用者も増加していることから、SNSに起因する事犯に巻き込まれる児童も増えています。

令和3年度のSNSに起因する被害児童は193人で、フィルタリングの有無が判明した被害児童135人のうち、120人がフィルタリングを利用していませんでした。

【子どものインターネット利用率（全国）】

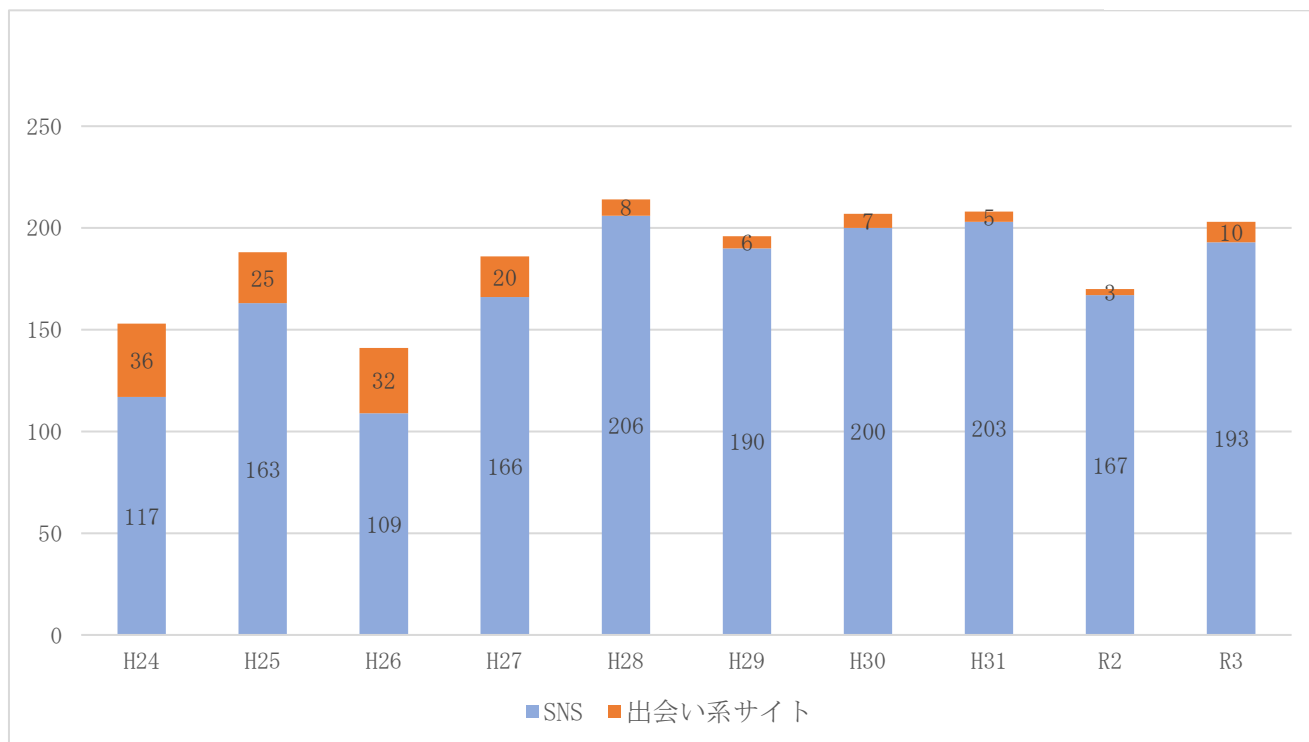


出典：令和3年度青少年のインターネット利用環境調査（内閣府）

注）調査対象は満10歳から満17歳まで

【SNS等に起因する事犯の被害児童の推移（神奈川県）】

（単位：人）

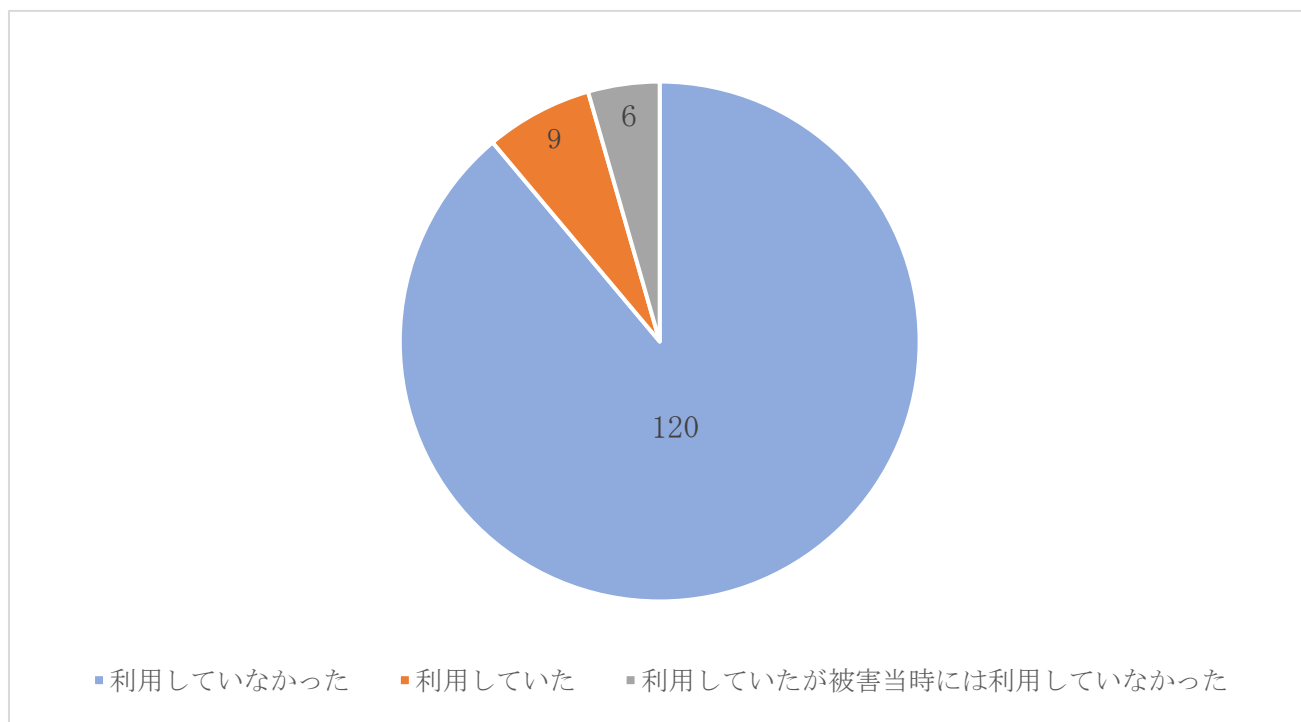


出典：警察本部少年育成課資料

【令和3年中におけるSNSに起因する事犯における被害児童のフィルタリングの利用状況】

（フィルタリングの有無が判明した被害児童 135 人・神奈川県）

（単位：人）



出典：警察本部少年育成課資料

4 子ども若者を取り巻く地域社会の状況

地域を基盤とし、学年を超えた子どもたちが活動する子ども会において、本市の会員数は、年々減少し、神奈川県についても同様に、減少傾向にあります。平成31年度以降、その減少幅は大きくなっているため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も原因の一つと考えられます。

また、「子どもの健全育成を図る活動」を主に行う市民活動団体数は、平成30年度からは、40団体前後とほぼ横ばいとなっています。

【子ども会の会員数の推移】

(単位：人)

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和2	令和3	令和4
神奈川県	129,474	113,593	110,213	99,115	94,085	80,900	72,036	65,684
小田原市	3,896	3,610	3,437	3,086	2,617	2,090	1,622	1,145

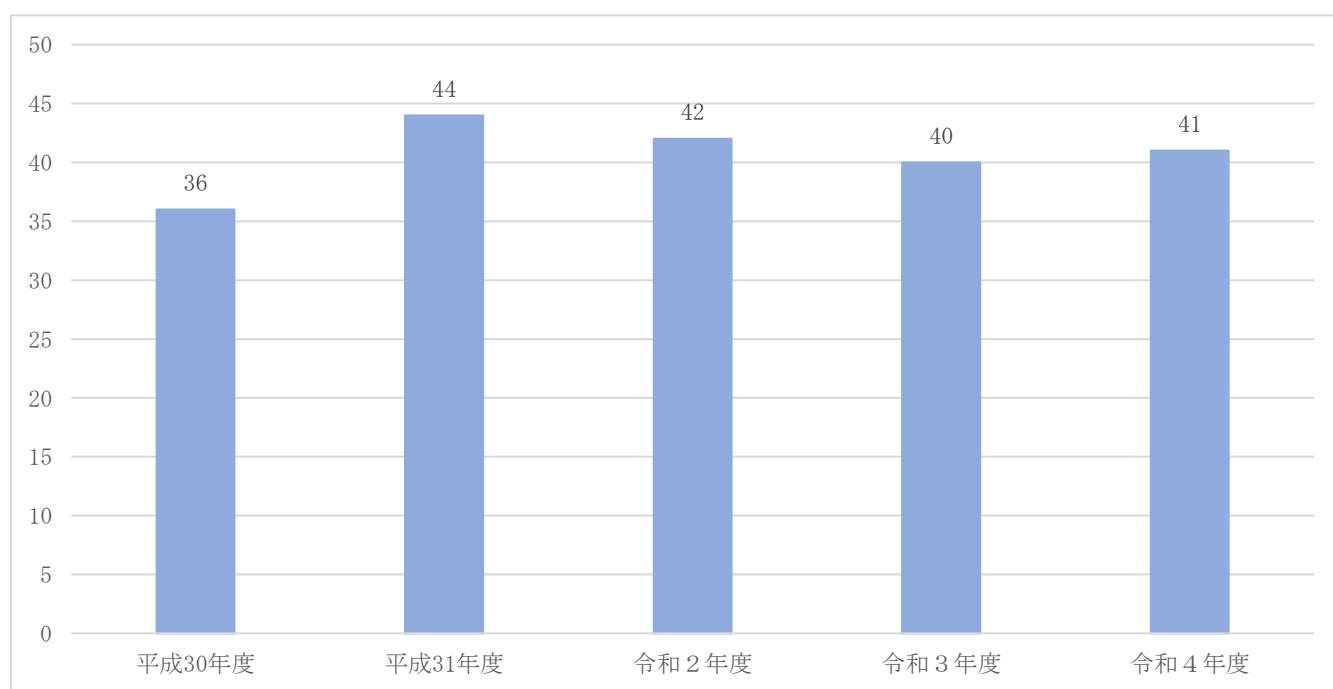
※小田原市の人数は、「小田原市子ども会連絡協議会」に加入している会員数

出典：神奈川県青少年白書及び本市青少年課資料

【「子どもの健全育成を図る活動」を主に行う市民活動団体数の推移】

※おだわら市民交流センターUMECOにおける各年度末時点での登録団体数

(単位：団体)



出典：地域政策課資料

第3章 目標とする社会と基本方針

1 目標とする社会

～子ども若者が自分らしさを表現できるまち小田原～

令和5年度に改定された「かながわ子ども・若者支援指針」において、人々の意識や生き方、働き方等が多様化しているため、子ども若者を一つの価値観で、導き育成することは難しくなっている状況を踏まえ、自らをはぐくむことへの支援に重点を置くこととしています。

第2章策定の背景で示したとおり、本市においては、総人口に占める子ども若者の割合が減少をしている中で、子ども若者を取り巻く状況も厳しさを増しています。子ども若者は勿論、誰もが生涯にわたって幸せと安心感を得られ、小田原に住み続けられる魅力あるまちを推進していく必要があります。

そこで、次代を担う子ども若者と大人が、社会を構成する仲間として、互いに協力し支え合うパートナーとなり、それぞれの多様な生き方を尊重し、自分らしく生き、自己を表現できる社会を目指していきます。子ども若者が自分らしさを表現できるようになることで、「第6次小田原市総合計画2030ロードマップ1.0」のまちづくりの目標である「子どもが夢や希望を持って成長できるまち」の実現に繋げていきます。

2 基本方針

基本方針Ⅰ 子ども若者の心身の安全・安定が保障され、安心して社会と関わり合える環境づくり

子ども若者の心の安定が守られることで、心身ともに健康な状態を維持することができ、自分らしく生きていくことに繋がります。子ども若者が安全・安心に楽しく過ごせるための支援や、子ども若者を支える担い手を育成し、すべての子ども若者への相談・支援体制の充実を図ります。また、急激に進展する情報化社会といった多様な社会に適応できる環境を整えていきます。

基本方針Ⅱ 子ども若者の未来を切り拓く力を育むための支援

将来を担う子ども若者が自分らしく生きていくために、自ら進んでいく目標を設定し、責任を持って行動出来るよう支援するとともに、豊かな人間性と社会性を育むための活動を推進します。また、社会的・経済的な自立に向けて、関係機関と連携し、シチズンシップ教育やキャリア教育などに取り組み、自発的に社会に参画する機会づくりを支援していきます。

基本方針Ⅲ 子ども若者が社会の多様性と出会うきっかけづくり

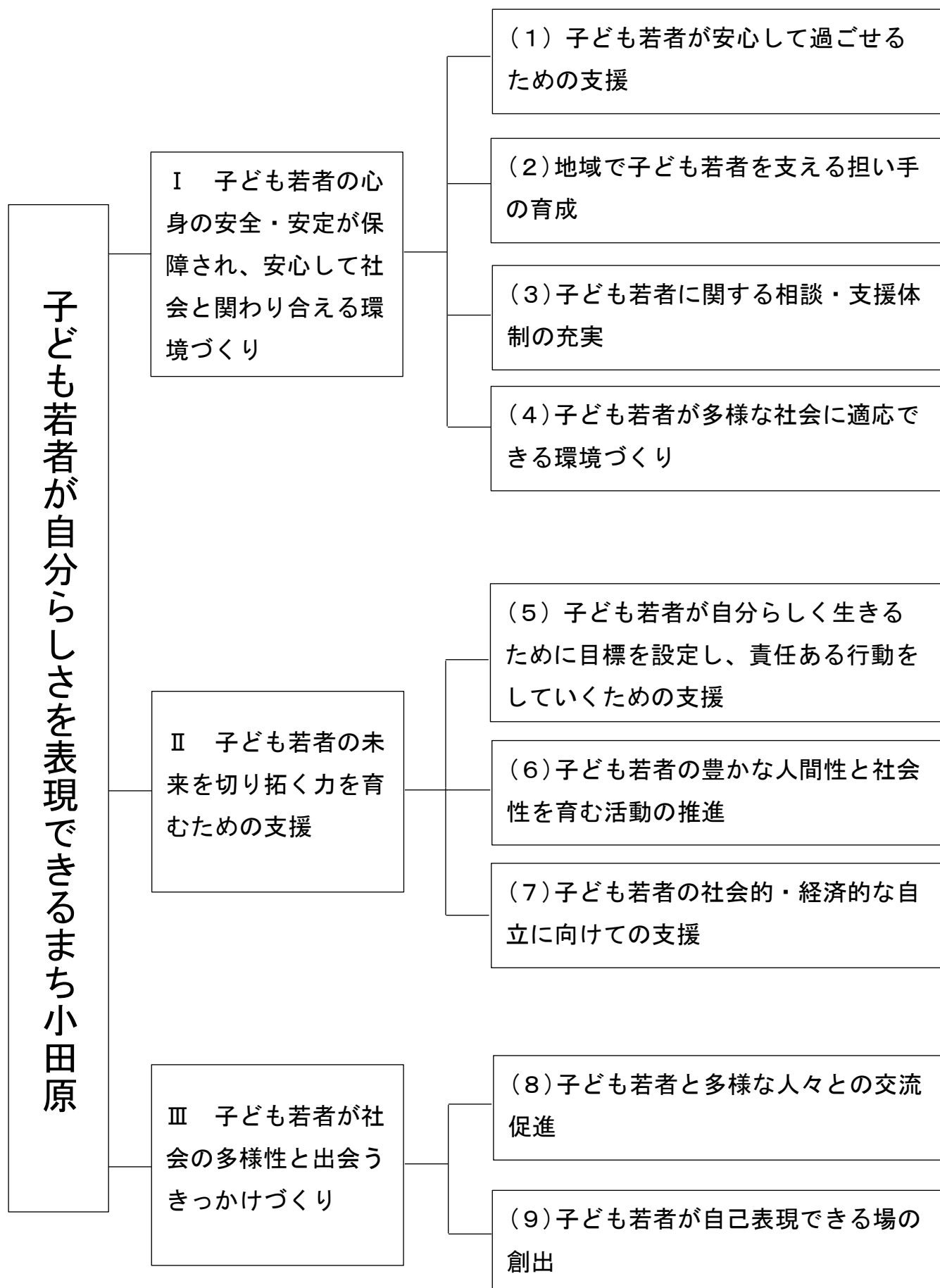
子ども若者が様々な体験活動や、多様な人々との交流を通じて、新しい発見や価値観を広げ、多様な個性があることを理解することで、自分らしく生きていけるよう支援していきます。また、子ども若者が自己表現できる機会の創出に取り組んでいきます。

3 実施方針の体系

【目標とする社会】

【基本方針】

【実施方針】



第4章 実施方針

本方針では、3つの基本方針を実現するため、9つの実施方針について示し、推進にあたっては、各々の方針が重なる施策も想定しながら、総合的かつ柔軟に取り組めます。

基本方針Ⅰ 子ども若者の心身の安全・安定が保障され、安心して社会と関わり合える環境づくり

実施方針(1) 子ども若者が安心して過ごせるための支援

子どもや若者が学校、家庭だけではなく、普段から生活の場として気軽に立ち寄ることができる多様な居場所を確保することにより、生きづらさや居づらさを感じることもないよう、地域におけるネットワークの強化を図ります。また、地域やNPO等と連携し、子ども若者が気軽に足を運び、安全・安心に楽しく過ごせる居場所の仕組みづくりに取り組むとともに、子ども若者を取り巻く社会環境をより良くしていくための活動を支援します。

実施方針(2) 地域で子ども若者を支える担い手の育成

青少年指導者として必要なスキル等を身に付けるための研修や、新たな担い手の育成を目的とした講座を実施するなど、子ども若者を支援する人材の育成を図り、活躍できる仕組みを整えていきます。地域でパトロール、美化・清掃活動等を行うなど、関連する活動に携わる担い手のそれぞれの取組を共有することで互いの活動が充実するよう支援を行います。

実施方針(3) 子ども若者に関する相談・支援体制の充実

支援を必要とする子ども若者や家族に対して、教育と福祉が連携したライフステージに応じた切れ目のない相談を実施することで、子どもや若者が安心した生活を送り、自分を大切に、自分らしく成長することを目指します。また、すべての子ども若者が、学校やそれぞれの居場所で楽しく充実した生活を送ることができるよう、子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による支援を行います。そして、就職のためのセミナーの実施等、若者の就労についてサポートしていきます。

※1 ライフステージ：人生の変化を節目で区切ったそれぞれの段階のこと。ここでは、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、青年期、ポスト青年期の30代までのことを指す。

実施方針(4) 子ども若者が多様な社会に適応できる環境づくり

急激に進展する情報化社会の中で、インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等に伴い、青少年（18歳未満）の有害情報へのアクセスやネットいじめ等の被害が生じています。今後も変化していく社会の中でも適切に対応できるよう、正しい情報の取り扱いやそれに伴う責任等、情報モラル教育等の充実に努めます。

基本方針Ⅱ 子ども若者の未来を切り拓く力を育むための支援

実施方針(5) 子ども若者が自分らしく生きるために目標を設定し、責任ある行動をしていくための支援

子ども若者が自分を大切に、自分らしく生きていくための目標を設定し、責任ある行動をしていくためには、周囲の仲間や大人たちとのつながりの中での学びが不可欠です。また、基本的な生活習慣を身に付けるためには、家庭教育への支援をはじめ、食育やきめ細かな指導による基礎学力の習得、体力の向上等が重要であることから、その機会を提供します。そうした取組を通じて、周囲の仲間や大人たちとのつながりを実感し、信頼し合える関係を築く中で、自分らしさを大切にし、自ら進んでいく目標を定められるよう支援します。

実施方針(6) 子ども若者の豊かな人間性と社会性を育む活動の推進

変化が目まぐるしく、価値観が多様化した現代社会をしっかりと生き抜いていくためには、自立心、自己肯定感、自己有用感、創造性、協調性などが求められます。これらを育む土壌となり、様々な課題解決を自主的に担う力を身に付けられるよう、学校や世代を超えた交流による体験的な活動を積極的に実施していきます。また、文化・芸術、スポーツを通じた取組に加え、「おだわらっ子の約束」の実践や郷土の偉大な先人である二宮尊徳の教えの学習など、小田原らしさも取り入れながら、心の豊かさや他人を思いやる気持ちなど豊かな人間性と社会性を育めるよう多様な活動を推進します。

実施方針(7) 子ども若者の社会的・経済的な自立に向けての支援

※2
社会の一員として主体的に課題に取り組む姿勢を身につける、シチズンシップ教育を推進するとともに、キャリア教育等の充実、就労をサポートする等、関係機関と連携しながら夢や目標への挑戦を応援します。子ども若者、大人が社会を構成する仲間として、共に生き、支え合うパートナーとなるために、子ども若者が自発的に社会に参画する機会づくりを支援していきます。また、関係機関と連携し、就職説明会を開催する等、若者の就労機会の拡充を支援していきます。

※2 シチズンシップ教育：積極的に社会参画するための能力と態度を育成する実践的な教育。法に関する教育、政治参加に関する教育、経済に関する教育とそれらに関わるモラル・マナーに関する教育について、県立高等学校及び県立中等教育学校において実施。

基本方針Ⅲ 子ども若者が社会の多様性と出会うきっかけづくり

実施方針(8) 子ども若者と多様な人々との交流促進

学校や世代等を超えた交流の場において、新たな場や交流拠点の創出につながる体験活動や、地域活動、文化・スポーツ活動等について支援します。また、それら活動のアイデアを収集・共有することで、積極的な企画や参加を促し、様々な人々とのコミュニケーションの中で、多様な個性があることへの理解を深め、一人ひとりが自分らしく生きていけるよう支援していきます。

実施方針(9) 子ども若者が自己表現できる場の創出

多様性への理解を深めていくことで、自分らしさを大切に育んできた子ども若者が、持っている能力を発揮できるよう環境を整えます。また、様々な自己表現ができるよう企業やNPO等に働きかけ、官民協働して、新たな可能性や価値の創造に向けた場の開拓とそのための支援に取り組みます。

第5章 資料

1 策定までの経過

会議等の名称	日時	主な内容
方針検討部会 (第1回)	令和5年4月20日	青少年未来会議のスケジュール、協議内容等について調整
青少年未来会議に対して諮問	令和5年6月28日	青少年未来会議へ本方針の調査審議について諮問
青少年未来会議 (第1回)	令和5年6月29日	本方針の目標とする社会と基本方針について協議
方針検討部会 (第2回)	令和5年7月28日	本方針の実施方針について協議
方針検討部会 (第3回)	令和5年9月4日	本方針の素案について協議
青少年未来会議 (第2回)	令和5年10月12日	本方針の名称の協議、素案を確認
青少年未来会議より答申	令和5年10月16日	青少年未来会議より本方針の素案について答申
教育委員定例会	令和5年10月27日	本方針の素案を報告
厚生文教常任委員会	令和5年11月10日	本方針の素案を報告
パブリックコメント	令和5年11月15日 ～12月14日	本方針について市民の皆様からご意見を伺う
青少年未来会議 (第3回)	令和6年2月5日	パブリックコメントの確認、本方針の最終案を確認

2 小田原市青少年未来会議条例

(設置)

第1条 本市における青少年の健全育成に関する施策等の総合的かつ計画的な推進に資するため、小田原市青少年未来会議（以下「未来会議」という。）を設置する。

2 未来会議は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条に規定する市町村青少年問題協議会とする。

(所掌事務)

第2条 未来会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の健全育成に関する総合的施策の樹立及びその推進につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の健全育成に係る関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事務に関すること。

2 未来会議は、前項に規定する事項に関し、市長及び市内の関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(委員)

第3条 未来会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 未来会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 青少年の健全育成に関する活動に従事する者
- (3) 公募市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 未来会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、未来会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 未来会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 未来会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 未来会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 未来会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を未来会議に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(幹事)

第7条 未来会議の所掌事務について委員を補佐するため、未来会議に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、市長が任命する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、未来会議の運営に関し必要な事項は、会長が未来会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年4月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年4月1日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年9月21日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年10月18日から施行する。

(小田原市附属機関設置条例の一部改正)

- 2 小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

15

「	小田原市青少年 相談センター運 営協議会	青少年相談センターの運営に関する事 項につき市長の諮問に応じて調査審議 し、その結果を報告し、必要と認める 事項について意見を具申すること。	10人以内	」

を削る。

附 則（平成12年3月31日条例第22号抄）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行し、改正後の第7条から第9条まで及び別表の規定は、同日以後に出発する旅行について適用する。

附 則（平成12年12月26日条例第62号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成26年2月26日条例第7号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第9号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和4年3月31日条例第11号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

3 子ども・若者育成支援推進法の概要

(平成二十一年法律第七十一号)

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）

第四章 削除

第五章 罰則（第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（国民の理解の増進等）

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

（社会環境の整備）

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（意見の反映）

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（子ども・若者総合相談センター）

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

（関係機関等による支援）

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 削除

第二十六条から第三十三条まで 削除

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

4 小田原市青少年未来会議委員名簿

基本任期：令和4年10月1日～令和6年3月31日

区分	氏名	推薦団体等
学識 経験者	◎笠原 陽子	玉川大学教師教育リサーチセンター 教授
	堀内 かおる	横浜国立大学教育学部 教授
	吉田 眞理	小田原短期大学学長 小田原市子ども・子育て会議 会長
青少年の健全育成に 関する活動に 従事する者	富樫 栄広	小田原市青少年育成推進員協議会 会長
	○本多 茂	小田原市子ども会連絡協議会 会長
	永森 俊行	小田原市青少年健全育成連絡協議会 会長
関係行政機関の 職員	益田 麻衣子	小田原市教育委員会 委員
	中島 慶太	小田原市小学校長会 (早川小学校長)
	加藤 直樹	小田原・足柄下地区中学校長会 (城南中学校長)
	塩浦 健吾	県西地区県立高等学校長会議 (小田原東高等学校長)
	岩崎 美一	神奈川県小田原児童相談所 所長
公募市民	伊東 留奈	
	赤羽 宏仁	
その他市長が 必要と認める者	竹内 堇	一般社団法人 FROM PROJECT 代表理事

※◎会長 ○副会長